

新潟県条例第9号

新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和46年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1)～(66)の2（略）</p> <p>(66)の3 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（<u>住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。</u>）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(66)の4～(74)（略）</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1)～(66)の2（略）</p> <p>(66)の3 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(66)の4～(74)（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。